
豊川市・小坂井町合併研究会報告書

平成21年4月

豊川市・小坂井町合併研究会

目 次

1	はじめに	1
2	豊川市・小坂井町合併研究会の概要	2
3	市町村合併の背景と動き	3
4	豊川市・小坂井町における合併を巡る動き	4
5	市町の現状分析	6
(1)	面積	6
(2)	人口	7
(3)	日常生活圏	8
(4)	産業	10
(5)	行政体制	12
(6)	議会議員	12
(7)	財政状況	13
(8)	都市基盤の状況	16
6	行政制度等の現況と課題	17
(1)	新市の事務所の位置	17
(2)	議会	18
(3)	農業委員会	19
(4)	地方税	20
(5)	地域審議会	21
(6)	一部事務組合等	21
(7)	手数料	22
(8)	消防団	22
(9)	国民健康保険事業	24
(10)	介護保険事業	24
(11)	広報広聴	25
(12)	自治会・行政区	25
(13)	防災関係	26
(14)	福祉医療	27
(15)	保育事業	27
(16)	高齢者福祉	30
(17)	障害者福祉	32
(18)	児童福祉	34
(19)	検診事業	35
(20)	水道料金	36

(21) 下水道使用料	37
(22) 公民館	38
(23) その他の事務事業等の調整方針について	39
7 新合併特例法下における財政支援措置	40
8 おわりに	43

1 はじめに

地方分権の推進や少子高齢化の急速な進展、国・地方を通じた厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、直面する行政課題は多岐にわたっています。これら多様化・高度化する行政課題に対して的確に対応するためには、住民に最も近い基礎自治体としての市町村には、より一層の行財政基盤の強化や広域的対応が求められています。

このような背景の下、国は市町村の数を1,000にするとの目標を掲げ市町村合併を積極的に推進し、その結果、いわゆる「平成の大合併」により全国の市町村の数は1,800弱にまで減少しました。

旧合併特例法の失効後も、国は市町村の行財政基盤を整えるため、平成17年4月に新たな合併特例法を施行し、引き続き市町村合併を推進する立場をとってきました。

このような国の動きや全国的な市町村合併の流れを受け、新たな合併特例法の施行以降、小坂井町では、平成18年に町内の住民グループから「豊川市と合併を求める請願書」が提出されたことを受け、同年6月に町議会内に「豊川市と合併を求める請願を検討する特別委員会」が設置され、同年10月に「住民投票等で住民意思の確認を必要と考える」とした付帯条件を付した上で、請願書を町議会において採択しました。

この請願採択をうけて、小坂井町では平成18年11月下旬から12月上旬にかけて、編入合併を前提とした住民説明会を開催するとともに、平成19年2月18日に「小坂井町が豊川市に合併協議の申し入れをすることの賛否に関する住民意識調査」を行った結果、約7割の賛成が得られたことから、町議会では同年3月定例会で「豊川市への合併協議を求める決議」を全会一致で可決し、その後、平成20年7月23日に小坂井町から豊川市に対して正式に合併協議の申し入れが行われました。

この小坂井町からの合併協議の申し入れを受け、合併に関する諸問題を研究し、合併に伴う各種調整方針等の策定を行うため、平成20年7月30日に両市町の関係部課長で構成する「豊川市・小坂井町合併研究会」を設置し、両市町の合併に関する課題等について調査研究を行い、合併に伴う各種調整方針等の策定を進めてきました。

本報告書は、研究会がこれまでに進めてきた調査研究及び事務事業等の各種調整結果の内容等を取りまとめたものであり、今後、合併に関する議論を進めていく上で、その前提となる調整方針等を整理したものです。

2 豊川市・小坂井町合併研究会の概要

(1) 研究会の構成

① 構成員

豊川市：企画部長（会長）、企画部次長、企画課長

小坂井町：企画課長、総務課長

② 分科会

各課が所管する事務事業についての実質的な調査を行うための研究会の下部組織。

豊川市の課に対応する39の分科会を設置。

(2) 主な研究項目

① 両市町の合併に関する情報の収集

② 両市町の合併の課題に関する調査及び研究

③ 両市町の合併に伴う各種調整方針等の策定

④ その他合併に関し必要な事項の調査及び研究

3 市町村合併の背景と動き

(1) 旧合併特例法下における動き

昭和20年代後半から昭和30年代にかけての「昭和の大合併」以降、約40年間、市町村合併は全国的に大きな動きが見られませんでした。その間、モータリゼーションが進んだことによる経済社会生活圏の広域化、少子高齢化の進展、地方分権の推進等により市町村を取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうした状況にあって、国は、基礎自治体としての市町村の規模の拡大や行財政基盤の強化を図るため、市町村の数を1,000にするとの目標を掲げ市町村合併を積極的に推進してきました。

特に、平成11年に「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）が一部改正され、合併特例債や普通交付税の合併算定替期間の延長などの市町村合併推進のための地方財政措置が拡充されたことを契機に、全国的に市町村合併の動きが活発になりました。

その結果、旧合併特例法の下での、いわゆる「平成の大合併」により、全国の市町村数は平成11年3月31日時点の3,232から平成18年3月31日時点の1,821まで減少しました。

愛知県内においても、平成15年8月の田原町と赤羽根町の合併による田原市の誕生に始まり、13の地域で市町村合併が行われ、県内の市町村数は平成11年3月31日時点の88から平成20年4月1日時点の61にまで減少しています。

(2) 新合併特例法下における動き

上述したように、旧合併特例法下における、いわゆる「平成の大合併」により全国の市町村数は、平成11年3月31日時点と比較すると平成18年3月31日時点で6割以下となりました。しかし、全国的には行財政基盤の脆弱な市町村が残っており、自主的、自立的な行財政運営を行うことが可能な基盤を整えるためにも、国は旧合併特例法の失効後、平成17年4月に新たな市町村合併推進のための法律「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「新合併特例法」という。）を施行し、引き続き市町村合併を推進するという立場をとってきました。

新合併特例法では、市町村合併における都道府県の役割を明確に定め、都道府県は総務大臣が定める基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとされています。

平成17年5月に総務大臣が定めた「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」によると、都道府県が定める構想対象市町村の組合せの対象として、①生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、②更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村、③おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村、の3つのパターンが示されています。

特に、人口1万未満の小規模市町村については、旧合併特例法下において再編が進んだものの、様々な事情により合併に至らなかった市町村や合併してもなお人口1万未満である市町村もあり、基礎的自治体としての課題が多いと考えられることから、特に合併の是非を検討する必要があると考えられています。

4 豊川市・小坂井町における合併を巡る動き

(1) 旧合併特例法下における動き

① 豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会の経緯

「宝飯豊川合併協議会の設立を望む会」による住民発議を受け平成13年11月に設置された「豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会」は、約2年4か月にわたり、新市将来構想及び新市建設計画の策定、40項目以上に及ぶ合併協定項目の協議を行ってきました。

しかし、平成16年2月に行われた「合併の是非に関する住民意識調査」の結果、構成市町のうち一宮町と御津町において合併反対の意思表示がなされたため、同協議会は平成16年3月末をもって解散となり、1市4町の枠組みでは合併に至りませんでした。

② 豊川市・一宮町合併協議会の経緯

平成16年8月に「豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会」の構成市町のうち一宮町において、豊川市との合併を望む請願が提出されたことを契機に豊川市と一宮町との間で合併の動きが再燃し、同年10月、一宮町長及び一宮町議会議長から豊川市長及び豊川市議会議長に対して正式に合併協議会設置の申し入れがなされました。この申し入れを受け、同年11月に豊川市と一宮町の1市1町による合併協議会が設置され、旧合併特例法期限内の合併を目指すこととなりました。

その後、約3ヶ月に及ぶ合併協議を経て、平成17年3月に合併調印の運びとなり、平成18年2月1日、豊川市が一宮町を編入合併し、新豊川市が誕生しました。

(2) 新合併特例法下における動き

① 豊川市・音羽町・御津町合併協議会の経緯

平成17年12月に音羽町長が合併の相手は豊川市と表明し、その後、音羽町議会において「豊川市との合併協議を求める決議」が可決され、平成18年3月に音羽町から豊川市に対して、合併協議の申し入れがなされました。これを受けて同年6月、豊川市・音羽町合併研究会が設置され、合併に関する事務レベルの調査研究に着手しました。その後、同年11月には、愛知県市町村合併推進審議会において、合併市町村の組合せとして、豊川市、音羽町・御津町の枠組みが示され、平成19年2月には、合併の議論を進めていくうえでの課題を整理した報告書がまとめられました。

一方、御津町においても、町議会における「合併協議を求める決議」の可決、豊川市に対する合併協議の申し入れ、研究会設置と、音羽町を追いかけるような形で、合併に向けての一連の動きがありました。

そして、これら2つの研究会での調査結果を踏まえ、豊川市議会では、平成19年5月に音羽町及び御津町からの申し入れを受けることを決定し、同年6月に豊川市・音羽町・御津町合併協議会が設置されました。

その後、約2ヶ月に及ぶ合併協議を経て、同年8月に合併調印の運びとなり、平成20年1月15日、豊川市が音羽町及び御津町を編入合併し、新豊川市が誕生しました。

② 小坂井町における動き

平成17年4月の新合併特例法の施行以降、小坂井町では、平成18年に町内の住民グループから「豊川市と合併を求める請願書」が提出されたことを受け、同年6月に町議会内に、「豊川市と合併を求める請願を検討する特別委員会」が設置され、同年10月に「住民投票等で住民意思の確認を必要と考える」とした付帯条件を付した上で、請願書が町議会において採択されました。

この請願採択をうけて、小坂井町では平成18年11月下旬から12月上旬にかけて、編入合併を前提とした住民説明会を開催するとともに、平成19年2月18日に「小坂井町が豊川市に合併協議の申し入れをすることの賛否に関する住民意識調査」を行った結果、約7割の賛成が得られたことから、町議会は同年3月定例会で「豊川市への合併協議を求める決議」を全会一致で可決し、同年4月に合併推進室を設置するなど、合併に向けた体制を整えました。

③ 豊川市・小坂井町合併研究会の設置

このような経緯を経て、平成20年7月23日に小坂井町長及び小坂井町議会議長から豊川市長及び豊川市議会議長へ正式に合併協議の申し入れがなされました。

豊川市はこの合併協議の申し入れを受け、平成20年7月30日に両市町の担当部課長で構成する「豊川市・小坂井町合併研究会」を設置し、両市町の合併に関する課題等について事務レベルでの調査研究を行い、合併に伴う各種調整方針の策定を行うこととなりました。

5 市町の現状分析

(1) 面積

豊川市は、行政面積の約60%を農用地及び森林が占めています。一方、小坂井町では森林や原野はなく、行政面積の約70%を農用地と宅地で占めています。

(単位：ha)

項目		豊川市	小坂井町	合計
行政面積		15,071	992	16,063
内 訳	農用地	3,111	373	3,484
	森林	5,893	—	5,893
	原野	78	—	78
	水面・河川・水路	663	47	710
	道路	1,522	144	1,666
	宅地	2,443	326	2,769
	その他	1,362	102	1,464

＊「土地に関する統計年報 平成20年版」(愛知県地域振興部土地水資源課)

行政面積は平成20年10月1日現在

農用地、原野は、平成20年7月15日現在

森林、水面・河川・水路は、平成20年3月31日現在

道路は平成20年4月1日現在

宅地のうち住宅地は平成20年1月1日現在、工業用地は平成19年12月31日現在

(豊川市の数値は調査時点が合併(H20.1.15)前である場合は、合併前の旧豊川市、旧音羽町及び旧御津町の数値を合算したものです。このため、内訳の合計値と行政面積の数値が一致しない場合があります。)

(2) 人口

平成7年から平成17年の国勢調査の結果によると、豊川市、小坂井町ともに人口、世帯数は増加傾向にあります。

両市町とも高齢者人口は増加しており高齢化が進展していますが、特に小坂井町でその傾向が顕著です。

各年10月1日現在

項目			豊川市	小坂井町	合計
平成7年	人口（人）	0～14歳	25,980	3,503	29,483
		構成比	17.2%	16.4%	17.1%
		15～64歳	105,390	15,101	120,491
		構成比	69.7%	70.7%	69.8%
		65歳以上（高齢者人口）	19,774	2,748	22,522
		構成比（高齢化率）	13.1%	12.9%	13.1%
		合計	151,157	21,352	172,509
世帯数			46,193	6,363	52,556
平成12年	人口（人）	0～14歳	24,862	3,210	28,072
		構成比	16.0%	14.8%	15.9%
		15～64歳	106,556	14,964	121,520
		構成比	68.7%	69.1%	68.8%
		65歳以上（高齢者人口）	23,604	3,490	27,094
		構成比（高齢化率）	15.2%	16.1%	15.3%
		合計	155,034	21,664	176,698
世帯数			50,112	6,849	56,961
平成17年	人口（人）	0～14歳	24,727	3,021	27,748
		構成比	15.5%	13.8%	15.3%
		15～64歳	106,510	14,553	121,063
		構成比	66.8%	66.5%	66.7%
		65歳以上（高齢者人口）	28,284	4,307	32,591
		構成比（高齢化率）	17.7%	19.7%	18.0%
		合計	159,563	21,881	181,444
世帯数			54,502	7,275	61,777

*平成7、12、17年国勢調査

（各年人口合計は、「年齢不詳」を含んでいるため、3区分合計と一致しない場合があります。）

（豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町、旧音羽町、旧御津町の数値を合算したもの）

(3) 日常生活圏

① 自・他市区町村への通勤通学状況

豊川市、小坂井町とも自市町での就業者が最も多くなっています。他市町村への就業状況を見ると、豊川市では豊橋市への就業者が最も多いのに対し、小坂井町では豊川市への就業者が最も多くなっています。

一方、通学者の状況は、豊川市では自市で通学が最も多くなっていますが、小坂井町では豊川市への通学が最も多くなっています。

平成17年10月1日現在

項目		豊川市		小坂井町	
		就業者(人)	通学者(人)	就業者(人)	通学者(人)
当地に常住する就業者・通学者		86,223	7,555	11,989	1,065
自市町で従業・通学		60,631	3,601	4,379	234
他市区町村で従業・通学		25,592	3,954	7,610	831
内 訳	県 内	24,675	3,818	7,397	799
	うち名古屋市	2,021	819	310	127
	豊 橋 市	10,366	1,139	2,371	206
	岡 崎 市	2,379	426	308	48
	豊 川 市	—	—	3,383	245
	蒲 郡 市	2,008	279	338	57
	新 城 市	2,731	255	143	18
	小坂井町	1,803	288	—	—
	他の市町村	3,367	612	544	98
	他 県	917	136	213	32

*平成17年国勢調査

(通学者は15歳以上)

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町、旧音羽町、旧御津町の数値を合算したもの)

② 自・他市区町村からの通勤通学状況

就業者の状況を見ると、豊川市、小坂井町ともに自市町の在住者が最も多くなっています。他市区町村からの就業状況は、豊川市では豊橋市からの就業者が最も多いのに対し、小坂井町では豊川市からの就業者が最も多くなっています。

一方、通学者の状況は豊川市では自市町の在住者が最も多くなっており、他市区町村からでは豊橋市からの通学者が最も多くなっています。小坂井町では、小坂井高校があるため、他市区町村からの通学者が多く、中でも豊橋市からの通学者が最も多くなっています。

平成17年10月1日現在

項目		豊川市		小坂井町	
		就業者(人)	通学者(人)	就業者(人)	通学者(人)
当地で従業・通学する者		84,033	5,684	8,055	944
自市町に常住		60,631	3,601	4,379	234
他市区町村に常住		23,402	2,083	3,676	710
内 訳	県 内	22,561	1,986	3,612	708
	うち名古屋市	477	23	29	0
	豊 橋 市	9,899	909	1,259	357
	岡 崎 市	1,493	85	73	2
	豊 川 市	—	—	1,803	288
	蒲 郡 市	1,866	165	201	23
	新 城 市	3,626	432	144	34
	小坂井町	3,383	245	—	—
	他の市町村	1,817	127	103	4
	他 県	841	97	64	2

*平成17年国勢調査

(通学者は15歳以上)

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町、旧音羽町、旧御津町の数値を合算したもの)

(4) 産業

① 産業構造

全般的には、豊川市と小坂井町の産業構造は、ほぼ同様となっています。

平成17年10月1日現在

項目		豊川市	小坂井町
第1次産業	就業者数(人)	6,252	752
	構成比	(7.3%)	(6.3%)
第2次産業	就業者数(人)	32,997	5,127
	構成比	(38.3%)	(42.8%)
第3次産業	就業者数(人)	46,411	5,947
	構成比	(53.8%)	(49.6%)
分類不能	就業者数(人)	563	163
	構成比	(0.7%)	(1.4%)
就業者総数(人)		86,223	11,989

＊平成17年国勢調査

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町、旧音羽町、旧御津町の数値を合算したもの)

② 商業

年間販売額は、人口規模が異なることから豊川市の方が圧倒的に大きくなっていますが、1商店当たり従業者数や1商店当たり年間販売額を比較すると、近い数値となっています。

平成19年6月1日現在

項目	豊川市	小坂井町
商 店 数	1,786	172
従 業 者 数 (人)	12,294	1,198
年 間 販 売 額 (百万円)	301,991	23,243
1商店当たり従業者数 (人)	6.9	7.0
1商店当たり年間販売額 (百万円)	169.1	135.1

＊平成19年商業統計調査

(豊川市の数値は旧豊川市と旧音羽町及び旧御津町の数値を合算したもの)

③ 工業

豊川市は事業所数が多いため製造品出荷額も多くなっています。また、1事業所当たりの従業者数は小坂井町のほうが多いですが、製造品出荷額を比較すると豊川市のほうが高い数値となっています。

平成19年12月31日現在		
項目	豊川市	小坂井町
事業所数	582	61
従業者数(人)	26,121	3,060
製造品出荷額(百万円)	1,193,194	82,313
1事業所当たり従業者数(人)	44.9	50.2
1事業所当たり製造品出荷額(百万円)	2,050.2	1,349.4

＊平成19年工業統計調査(速報)

(豊川市の数値は旧豊川市と旧音羽町及び旧御津町の数値を合算したもの)

④ 農業

農家数及び農業産出額は、人口規模が異なることから、豊川市が大きくなっていますが、1農家当たりの農業産出額を比較すると、近い数値となっています。

項目	豊川市	小坂井町
農家数	3,717	423
農業産出額(千万円)	1,740	185
1農家当たり農業産出額(千万円)	0.47	0.44

＊農家数：平成17年農林業センサス

農業産出額：平成18年生産農業所得統計

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町、旧音羽町、旧御津町の数値を合算したもの)

(5) 行政体制

一般行政部門及び教育部門の人口千人当たりの職員数を比較すると、両市町ともほぼ同様の職員構成となっています。

公営企業等会計職員については、豊川市は市民病院を有しているため職員数が多くなっていますが、病院部門の職員数（546名）を除いた公営企業等会計部門の人口千人当たりの職員数について比較すると、小坂井町は豊川市の約1.6倍となっています。

なお、小坂井町は消防業務を豊川市に事務委託しているため、消防部門の職員は存在しません。

平成20年4月1日現在				
区分		豊川市	小坂井町	合計
一般行政職員		722人	109人	831人
教育職員		104人	12人	116人
消防職員		177人	—	177人
公営企業等会計職員		653人	24人	677人
職員合計		1,656人	145人	1,801人
人口千人 当たり 職員数	一般行政	4.55人	4.92人	—
	教育	0.66人	0.54人	—
	一般行政+教育	5.21人	5.46人	—
	公営企業等（病院除く）	0.67人	1.08人	—

＊平成20年定員管理調査

(6) 議会議員

両市町とも、議員定数は法定上限数より少なくなっています。

また、次の改選時期は、豊川市は平成23年4月の統一選挙、小坂井町は平成22年5月となっています。

項目	豊川市	小坂井町
議員定数	30名 (平成23年4月の統一選挙 まで35名)	14名
法定上限数	34名	26名
直近の改選時期 (任期満了日)	平成23年4月 (平成23年4月30日)	平成22年5月 (平成22年5月8日)

(7) 財政状況

① 歳入

i) 歳入の内訳

両市町とも地方税が過半数を占めており、構成に大きな差異はありません。自主財源比率は両市町とも県内市町村平均（平成19年度決算72.8%）より若干低いものの、全国平均（平成18年度決算52.1%）と比較すると高い水準にあります。

平成19年度普通会計決算

項目	豊川市		小坂井町	
	決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比
地方税	27,390,686	53.6%	3,068,020	54.8%
譲与税・交付金	3,657,762	7.2%	400,745	7.2%
地方交付税	1,427,594	2.8%	375,868	6.7%
国・県支出金	5,724,656	11.2%	586,798	10.5%
地方債	3,441,500	6.7%	392,000	7.0%
その他	9,452,385	18.5%	772,671	13.8%
歳入計	51,094,583	100.	5,596,102	100.
うち自主財源	36,843,071	72.1%	3,840,691	68.6%

*平成19年度地方財政状況調査（豊川市の数値は旧音羽町および旧御津町の数値を含んでいます）

ii) 税収の内訳

税収については、両市町とも市町村民税が全体の約5割、固定資産税が全体の約4割となっており構成に大きな差異はありません。

平成19年度普通会計決算

項目			豊川市		小坂井町	
			決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比
普通税	市町村民税	総額	13,289,754	48.5%	1,380,814	45.0%
		個人（均等割）	233,270	0.9%	32,677	1.1%
		所得割	8,997,795	32.8%	1,118,253	36.4%
		法人（均等割）	409,465	1.5%	43,349	1.4%
		法人税割	3,649,224	13.3%	186,535	6.1%
	固定資産税		11,032,493	40.3%	1,326,277	43.2%
	軽自動車税		267,612	1.0%	36,934	1.2%
	市町村たばこ税		963,297	3.5%	172,847	5.6%
	特別土地保有税		550	0.0%	0	0.0%
	小計		25,553,706	93.3%	2,916,872	95.1%
目的税	都市計画税		1,796,465	6.6%	151,148	4.9%
	入湯税		40,515	0.1%	—	—
	小計		1,836,980	6.7%	151,148	4.9%
市町税合計			27,390,686	100.	3,068,020	100.

*平成19年度地方財政状況調査（豊川市の数値は旧音羽町および旧御津町の数値を含んでいます。構成比は、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。）

② 歳出

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を比較すると、小坂井町は人口千人当たりの職員数が多いため人件費の割合が若干高くなっていますが、扶助費の割合はほぼ同様の構成比率となっています。公債費については、豊川市のほうが高い比率となっています。

補助費については小坂井町の方が高い比率となっています。

平成19年度普通会計決算

項目	豊川市		小坂井町	
	決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比
人件費	9,791,573	20.0%	1,183,753	21.5%
物件費	6,246,401	12.7%	694,833	12.6%
維持補修費	494,638	1.0%	46,214	0.8%
扶助費	6,546,867	13.4%	741,617	13.4%
補助費	5,952,039	12.1%	997,179	18.1%
普通建設事業費	5,680,438	11.6%	535,154	9.7%
災害復旧事業費	—	—	—	—
失業対策事業費	—	—	—	—
公債費	5,581,061	11.4%	438,941	8.0%
積立金	1,093,160	2.2%	40,642	0.7%
投資及び出資金	21,000	0.0%	—	—
貸付金	1,184,000	2.4%	40,000	0.7%
繰出金	6,399,441	13.1%	797,176	14.5%
前年度繰上充用金	—	—	—	—
歳出合計	48,992,962	100.	5,515,509	100.

＊平成19年度地方財政状況調査（豊川市の数値は旧音羽町および旧御津町の数値を含んでいます。構成比は、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。）

③ 財政力指数（単年度）

三位一体改革による交付税総額の削減や税収の増加により財政力指数は年々上昇しており、平成20年度は両市町とも0.85以上と、全国的に見ても財政力の高い団体となっています。

なお、平成20年度の豊川市の数値1.06は交付税一本算定の数値であり、合併による普通交付税算定替に基づく旧豊川市の財政力指数は1.03、旧一宮町は0.88、旧音羽町は0.93、旧御津町は0.88となっています。

年度	豊川市	一宮町	音羽町	御津町	小坂井町
平成18年度	0.99757(調整不交付)		0.95	0.87	0.86
平成19年度	1.04		0.95	0.91	0.90
平成20年度	1.06				0.85
平成20年度(算定替)	1.03	0.88	0.93	0.88	—

④ 各種財政指標

平成19年度決算における各種財政指標を比較すると、経常収支比率は豊川市の方が若干高くなっています。

公債費比率など地方債に関する指標については豊川市の方が高く、人口1人当たりの地方債現在高も豊川市の方が約159,000円高くなっています。

基金については、人口1人当たりの現在高を比較すると小坂井町の方が1,800円高くなっています。

平成19年度普通会計決算

項目	豊川市	小坂井町
歳入総額（千円）	51,094,583	5,596,102
歳出総額（千円）	48,992,962	5,515,509
標準財政規模（千円）	29,872,520	3,771,961
実質収支比率（％）	6.3	2.0
経常収支比率（％）	92.9	91.1
公債費比率（％）	12.9	6.5
公債費負担比率（％）	13.6	9.2
起債制限比率（％）	9.5	6.0
地方債現在高（千円）	57,459,637	4,515,075
人口1人当たり地方債現在高（円）	362,476	203,620
基金現在高（千円）	5,565,077	818,355
人口1人当たり基金現在高（円）	35,106	36,906
内 財政調整基金現在高（千円）	3,106,532	566,339
内 減債基金現在高（千円）	372,016	320
内 其他特定目的基金現在高（千円）	2,086,529	251,696

*平成19年度地方財政状況調査（豊川市の数値は旧音羽町および旧御津町の数値を含んでいます）

(8) 都市基盤の状況

道路については、改良率、舗装率ともに小坂井町の整備率が低い状況にあります。
公共下水道普及率については、豊川市の方が低くなっています。

平成20年3月31日現在

項目		豊川市	小坂井町
道 路	道路実延長 (m)	1,469,548	170,338
	改良済延長 (m)	1,050,618	87,727
	改良率 (%)	71.5	51.5
	舗装済延長 (m)	1,274,063	142,852
	舗装率 (%)	86.7	83.9
	歩道延長 (m)	136,559	9,333
	歩道延長比率 (%)	9.3	5.5
都市公園 (㎡)		1,492,318	16,366
都市公園1人当たり面積 (㎡)		9.41	0.73
下 水 道	現在排水人口 (人)	112,780	17,603
	排水比率 (公共下水道普及率) (%)	68.5	78.9
	現在排水区域面積 (ha)	2,401.0	295.6
し 尿 状 況	年間総排出量 (㌦リットル)	84,446	12,255
	処理施設処理量 (㌦リットル)	2,609	548
	下水道放流量 (㌦リットル)	57,225	7,601
	し尿浄化槽処理量 (㌦リットル)	24,601	4,100
	合計 (㌦リットル)	84,435	12,249
	総衛生処理比率 (%)	100.0	99.9
ご み	年間総排出量 (トン)	66,405	5,887
	年間総収集量 (トン)	59,502	5,546
	収集比率 (%)	89.6	94.2
	衛生処理量 (焼却処理量等) (トン)	55,448	5,394
	衛生処理比率 (%)	83.5	91.6

*関係各課調べ

6 行政制度等の現況と課題

研究会においては、豊川市及び小坂井町の行政制度の現況比較や両市町で行われている施策、事業等の現状比較を行うとともに、合併する場合の事務事業等の調整方針を策定しました。両市町における行政制度や事業等に係る比較項目は約1,000項目にも及び、取扱いが異なるものやそれぞれの市町が独自に実施している事業もありました。

豊川市と小坂井町が合併するとした場合、小坂井町から豊川市へなされた合併協議の申し入れ内容から、合併の方式は編入合併が前提となり、また、両市町の団体規模や財政規模の違いから、小坂井町の制度や事業等は豊川市の制度に合わせるようになります。このため、ここでは特に住民生活に大きな影響があると思われる項目や合併協定項目レベルの項目を中心に、合併する場合の調整の方向性等を整理しました。

なお、各事務事業のデータ等については、特に説明の無いものについては、平成20年4月1日時点のものを使用しています。

(1) 新市の事務所の位置

合併の方式を編入合併を前提としていることや、過去の合併協議の動向などを勘案すると、新市の事務所の位置は現豊川市役所が適当であると考えます。

合併後の現小坂井町役場の取扱いについては、豊川市が現在設置している支所や窓口センター等を含め、住民サービス窓口の在り方等について十分な検討を行い、結論を出す必要があると考えられます。

また、組織の統廃合により小坂井町役場などの公共施設で生じる空きスペースについては、施設の有効利用の観点から、その活用方法について維持管理に係る経費等も含めて十分検討する必要があります。

H21.4.10現在

	豊川市	小坂井町
	豊川市役所	小坂井町役場
所在地	諏訪一丁目1番地	大字小坂井字大堀10番地
構造	本庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 北庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階	本庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階 分庁舎 鉄骨造 地上2階
敷地面積	27,439㎡	7,804㎡
延床面積	17,660㎡	4,076㎡
竣工時期	本庁舎 昭和44年 昭和60年改築 北庁舎 昭和60年	本庁舎 昭和54年 分庁舎 平成9年
支所	一宮総合支所 音羽支所 御津支所	
窓口センター	プリオ窓口センター	

(2) 議会

① 議員定数等

条例上の議員定数は、両市町とも法定上限数未満となっていますが、豊川市は旧音羽町及び旧御津町との合併に伴って、平成23年4月の統一選挙までは、定数が法定の上限数を越える35名となっています。

編入合併の場合、原則として編入される小坂井町の議員はすべてその身分を失うこととなりますが、地方自治法の規定により、合併等による急激な人口増加の場合は一般選挙時以外でも法定上限数の範囲内で増員選挙を行うことができるとされています。しかしながら、現在の豊川市ではすでに法定の上限数の範囲を越えていますので、このままでは増員選挙を行うことができません。

新合併特例法の期限内の合併であれば、議会議員の定数特例が適用されますので、旧音羽町及び旧御津町との合併と同様に、議員定数を定めて増員選挙を行うことが可能となります。

議員定数の取扱いについては、今後、調整を行っていくこととなりますが、仮に、豊川市における過去の合併の場合と同様に、合併時に小坂井町地域に選挙区を設け増員選挙を行うとした場合、人口比例による小坂井町選挙区の定数の上限は5名となります。

項目		豊川市	小坂井町
議員定数（法定上限数）		30名（34名）	14名（26名）
議員定数		35名（～H23.4）	14名
直近の改選時期 （任期満了日）		平成23年4月 （平成23年4月30日）	平成22年5月 （平成22年5月8日）
政務調査費		276,000円（年額）	60,000円（年額）
議員報酬 （月額）	議長	564,000円	350,000円
	副議長	514,000円	273,000円
	議員	480,000円	247,000円
	常任委員会委員長	480,000円	258,000円
	議会運営委員長	480,000円	258,000円

② 常任委員会の状況

両市町の委員会構成に差異はありますが、豊川市の制度に合わせることにについて特に課題はありません。

	豊川市		小坂井町	
常任委員会名（構成）	総務委員会	9人	総務建設委員会	7人
	建設委員会	8人	文教厚生委員会	7人
	生活文教委員会	9人		
	健康福祉委員会	9人		

(3) 農業委員会

選挙委員の条例定数は、豊川市は27人、小坂井町は10人と、ともに法定定数未満となっています。

編入合併の場合、原則として小坂井町の農業委員はすべてその身分を失うこととなりますが、議会議員のように増員選挙は想定されていないため、豊川市における過去の合併の場合と同様、新合併特例法の在任特例の規定を適用とした場合は、在任特例対象の選挙委員の数を何人とするかの調整が必要となります。

豊川市の選挙委員の定数が27人ですので、豊川市における過去の合併の場合と同様に農業委員会選挙人名簿人数で比例計算すると、小坂井町の選挙委員の数の上限は3人となります。

項目		豊川市	小坂井町
選挙委員	法定定数	30人	20人
	条例定数	27人	10人
選任委員		5人	4人
計		32人	14人
任期		平成20年7月20日から 平成23年7月19日まで	平成20年7月20日から 平成23年7月19日まで
総農家数		3,717戸	423戸
農地面積		3,104ha	215ha
農業委員会選挙人名簿人数		8,888人	1,037人

(4) 地方税

① 税率・税額等

都市計画税の税率については、豊川市が一部の経過措置地区を除き0.3%、小坂井町が0.2%となり差異がありますが、平成22年度以降には小坂井町の都市計画税の税率が0.3%となるため、制度の統一には特に課題はありません。

また、納期についても若干の差異がありますが、合併時に豊川市の制度に合わせたとしても特に課題はありません。

入湯税については、豊川市のみ賦課しています。

項 目		豊川市	小坂井町
個人市 町民税	均 等 割	3,000円	3,000円
	所 得 割	6%	6%
	納 期	6・9・12・2月 4期	6・8・10・1月 4期
法人市 町民税	均等割額	5～300万円	5～300万円
	法人税割額	12.3%	12.3%
固 定 資産税	税 率	1.4%	1.4%
	納 期	5・7・10・1月 4期	5・7・12・2月 4期
都 市 計画税	税 率	0.3% 【旧一宮町】 H22年度まで 0.2% H23年度以降 0.3% 【旧御津町】 H20年度 0.2% H21年度 0.25% H22年度以降 0.3%	0.2% (H22年度から0.3%)
	納 期	5・7・10・1月 4期	5・7・12・2月 4期
入湯税	税 額	1人 150円	—

② 前納報奨金制度

報奨金の率、上限額ともに両市町とも同じ水準にあり、平成21年度から廃止となったため、特に課題はありません。

年度	豊川市	小坂井町
平成19・20年度	前納報奨金＝期別税額×0.1% (上限1万円)	前納報奨金＝期別税額×0.1% (上限1万円)
平成21年度～	廃止	廃止

(5) 地域審議会

新合併特例法においては、旧市町村の区域ごとに合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べることができる地域審議会を設置することができるかとされています。

豊川市と旧音羽町及び旧御津町が合併する際には、地域審議会等に代わる組織を創設することで合併協議がなされましたが、その組織の設置期限は、豊川市と旧一宮町が合併した際に設置された地域審議会の設置期限である平成22年度までとなっています。

今回の豊川市と小坂井町の合併に際しては、小坂井町の区長会が豊川市の連区制度へ移行する準備のために、合併翌年度の1年間は組織として残されることや、早急な新市の一体性の確保を目指すためにも、地域審議会に代わる組織として区長会の活用を検討し、地域住民意見の集約を図る必要があります。

(6) 一部事務組合等

ごみ処理や広域消防など、豊川市と小坂井町の枠組みで広域的な取組を行っています。

小坂井町が属している一部事務組合や広域連合、協議会、審査会等については、合併する際に脱退が必要となりますが、法的手続に基づくものであり特に課題はありません。

名称		豊川市	小坂井町	構成市町村
一部 事務 組合	豊川宝飯衛生組合	○	○	豊川市、小坂井町
	愛知県市町村職員退職 手当組合		○	県内11市25町村25一部事務組合
広域 連合	愛知県後期高齢者医療 広域連合	○	○	県内全市町村
協 議 会	宝飯地区広域市町村圏 協議会	○	○	豊川市、蒲郡市、小坂井町
	東三河地方教育事務協 議会	○	○	豊川市、蒲郡市、田原市、小坂井町
事務 委託	常備広域消防	○	○	小坂井町が豊川市に事務委託
	給食調理業務	○	○	小坂井町が豊川市に事務委託
	公平委員会		○	小坂井町が愛知県に事務委託
その 他	豊川市土地開発公社	○	○	豊川市、小坂井町

(7) 手数料

主な手数料については、豊川市、小坂井町ともに同額であり、豊川市の制度に合わせても特に課題はありません。

項目	豊川市	小坂井町
印鑑登録証明書	200円	200円
住民票の写し	200円	200円
戸籍の附票	200円	200円
戸籍謄抄本	450円	450円
除籍謄抄本	750円	750円
納税証明書	200円	200円
所得証明書	200円	200円

(8) 消防団

① 組織

豊川市の消防団組織は、団・方面隊・分団・部の4階層となっているのに対し、小坂井町の組織は、団・方面隊・分団の3階層となっています。

小坂井町消防団の取扱いについては、豊川市における過去の合併の場合と同様、豊川市の方面隊の1つとして位置付けることとすれば、組織の統合については特に課題はありませんが、行政面積や人口に対して分団数・団員数が多いため、合併時までには組織を整理する必要があります。なお、任用要件については両市町で差異はなく、特に課題はありません。

H20.4現在

項目	豊川市		小坂井町	
名 称	豊川市消防団		小坂井町消防団	
区 域	豊川市一円		小坂井町一円	
組 織	1団・7方面隊・22分団・7部		1団・2方面隊・12分団	
定 員	階級	任期	階級	任期
団 長	1名	2年	1名	2年
副団長（方面隊長）	7名	2年	2名	2年
分 団 長	22名	1年	12名	1年
副分団長	26名	1年	12名	1年
部 長	26名	1年	12名	1年
班 長	52名	1年	12名	1年
団 員	460名		108名	
計	594名		159名	
任用要件	①豊川市に居住し、又は勤務する者 ②年齢満18歳以上の者 ③志操堅固で、身体強健な者		①当該消防団の区域内に居住する者、又は勤務する者 ②年齢18歳以上の者 ③志操堅固で、身体強健な者	

② 報酬等

消防団員の報酬については、小坂井町の方が高い水準にあります。退職報償金は、豊川市が5年刻みの設定になっているのに対し小坂井町では5年を越えると1年刻みの設定になっているため、勤務年数によっては小坂井町の支給額の方が高くなる場合があります。

報酬額、退職報償金を豊川市の制度に合わせた場合、小坂井町消防団員は支給額の減となるため、豊川市の制度について事前に周知、説明し、理解を得ておく必要があります。

・報酬額（年額）

区分	豊川市	小坂井町
団 長	167,000円	262,000円
副団長（方面隊長）	140,000円	220,000円
分 団 長	63,000円	141,000円
副分団長	53,000円	102,000円
部 長	37,000円	81,500円
班 長	35,000円	70,500円
団 員	33,000円	60,500円

・退職報償金（団員の場合）

区分		豊川市	小坂井町
団員	5年以上 6年未満	144,000円	144,000円
	6年以上 7年未満		158,000円
	7年以上 8年未満		172,000円
	8年以上 9年未満		186,000円
	9年以上 10年未満		200,000円
	10年以上 11年未満	214,000円	214,000円
	（以下略）	（以下略）	（以下略）

(9) 国民健康保険事業

豊川市が保険料方式を採用しているのに対し、小坂井町は保険税方式を採用しており制度的な違いがありますが、1人当たりの保険料（税）の平均額を比較すると、ほとんど格差がありませんので、豊川市の制度に合わせても課題はありません。

項目		豊川市	小坂井町
医療給 付費分	所得割	4.20%	4.36%
	資産割	21.00%	23.28%
	均等割	20,800円	22,100円
	平等割	18,700円	18,000円
	1人当たり平均額	62,374円	64,560円
後期高 齢者支 援金分	所得割	1.40%	1.37%
	資産割	7.00%	7.29%
	均等割	6,600円	6,900円
	平等割	5,900円	5,600円
	1人当たり平均額	19,565円	20,235円
介護納 付金分	所得割	1.40%	1.19%
	資産割	8.00%	7.86%
	均等割	8,300円	7,700円
	平等割	5,000円	4,300円
	1人当たり平均額	24,897円	22,464円
納期		4・6・8・9・10・12・1・2月 8期	4・6・8・10・12・2月 6期

＊平成20年数値

(豊川市は一宮町、音羽町及び御津町との合併により不均一賦課を行っているため、上記の豊川市の数値は旧豊川市地区の数値を記載しています。)

(10) 介護保険事業

基準保険料は要介護認定者数、介護サービス量等により算定されますが、平成21年度数値を比較しても大きな差異がありませんので、豊川市の保険料に合わせても特に課題はありません。

項目	豊川市	小坂井町
基準月額保険料	3,888円	3,640円
納期	6期	6期

＊平成21年度数値

(11) 広報広聴

広報については、豊川市の制度の方が充実しています。

豊川市の制度に合わせても特に課題はありません。

項目	豊川市	小坂井町
広報紙	広報「とよかわ」 毎月2回（1日、15日）発行	広報「こざかい」 毎月2回（1日、15日）発行
声の広報	年24回発行	年24回発行
点字の広報	年24回発行	なし
外国語版広報紙	ポルトガル語版・スペイン語版 毎月1回発行	なし

(12) 自治会・行政区

豊川市では、連区・町内会制度をとっているのに対し、小坂井町では区制度をとっており、制度に差異があります。

住民に密着した制度であり、合併時に豊川市の制度に合わせることが出来ない場合も想定されるため、これまでの合併と同様に、合併後1年の時間をかけて、地域住民の意見を踏まえて調整する必要があります。

	豊川市			小坂井町
	旧豊川市地区	旧音羽地区	旧御津地区	
自治会等の数	28連区・154町内	4町内会	13町内会	15区

※旧豊川市地区に旧一宮地区を含みます。

(13) 防災関係

① 防災行政無線（移動系）

豊川市・小坂井町ともに整備済みですが、豊川市はデジタル式、小坂井町はアナログ式と方式に違いがあり、合併後は豊川市の制度に合わせて方式の統一を図ることになります。

項目		豊川市	小坂井町
基地局	呼称	ぎょうせいとよかわ	ぎょうせいこざかい
	周波数	260MHz帯（デジタル）	466MHz帯（アナログ）
	設置場所	豊川市役所防災対策課 豊川市一宮総合支所	小坂井町役場無線室
	通信内容	①災害発生時の情報伝達 ②行政事務連絡	①災害発生時の情報伝達 ②行政事務連絡
陸上移動局	車載型	41台（2W）	2台（5W）
	半固定型	62台（2W）	－
	携帯型	84台（2W）	10台（5W）、12台（1W）

② 防災行政無線（同報系）

小坂井町においてはデジタル式の同報無線が各世帯に設置されています。一方、豊川市においては旧一宮町及び旧御津町地域がアナログ式、旧音羽町地域がデジタル式の同報無線が整備されており、旧豊川市地区においては未整備の状態となっています。

小坂井町の同報無線については、旧一宮町、旧音羽町、旧御津町地域と同様に、当面現行のとおりのお取り扱いとなりますが、合併後は豊川市の未整備地域の整備を含め、全市的な同報無線の整備体制について検討する必要があります。

(14) 福祉医療

① 精神障害者医療費支給事業

障害者自立支援法第54条に基づく通院及び精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者が精神病床へ入院した際の医療費の支給については、両市町で差異はありません。

その他の医療費支給事業については、豊川市では、精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者で市内に1年以上住所を有している者が医療機関にかかった場合、保険診療自己負担額の1/2を助成しています。

区分		豊川市	小坂井町
精神障害者医療費支給事業	法54条規定の通院及び精神病床入院	全額給付	全額給付
	その他	精神障害者保健福祉手帳の1・2級で市内に1年以上在住者に対し、入院費及び通院費とも保険診療自己負担額の2分の1を助成	未実施

② 乳幼児医療費助成

乳幼児医療費助成については、若干の差異はありますが、豊川市の制度に合わせても特に課題はありません。

H21.4現在

区分	豊川市	小坂井町
通院	小学5年生まで	小学3年生まで
入院	中学3年生まで	中学3年生まで

(15) 保育事業

① 保育料

保育料については、一部の階層区分を除き豊川市の方が低くなっていますので、豊川市の料金に合わせても特に課題はありません。

H20.7.1現在（月額）

区分	豊川市	小坂井町
3歳未満児の場合（注）	30,300円	36,700円
3歳児の場合（注）	25,300円	26,300円
4歳以上児の場合（注）	19,400円	
1人当たり平均保育料 （平成19年度実績）	18,086円	22,748円

（注）第5階層（前年分所得税額が40,000円以上103,000円未満の世帯）に認定される保護者が児童1人を入所させた場合

② 特別保育

特別保育の内容については、市町の間で若干の差異がありますが、豊川市の制度に合わせても特に課題はありません。また、利用料も若干の差異があるため、豊川市の制度に合わせることにについて事前に小坂井町住民に周知し、説明する必要があります。

項目		豊川市	小坂井町
乳児保育	実施園	全園（41園）で実施	全園（6園）で実施
	入所可能月齢	生後56日を経過した児童 ただし、一宮地区7園については、生後10ヶ月を経過した児童	原則として生後56日を経過した児童
障害児保育	実施園	指定園8園で実施	全園（6園）で実施
延長保育	実施園	全園（41園）で実施	全園（6園）で実施
	保育時間	平日 朝 7:30～（全園） 夕 ～18:00（29園） ～19:30（12園） 土曜 朝 7:30～（全園） 昼 ～14:00（全園）	平日 7:30～18:00（3園） 7:30～19:00（2園） 7:30～19:30（1園） 土曜 7:30～16:00（全園）
	保育料（月額）	18:00～19:00 1,000円 18:00～19:30 1,500円	徴収なし
	間食費	月額 1,500円	徴収なし
一時保育	実施園	指定園9園で実施	指定園1園で実施
	保育時間	平日 8:30～16:00 土曜 8:30～12:00	平日 8:30～16:30 土曜 8:30～12:30
	利用料（日額）	3歳未満児 2,500円 3歳児 1,300円 4歳以上児 1,100円	3歳未満児 2,600円 3歳以上児 1,200円
休日保育	実施園	指定園1園で実施	未実施
	保育時間	8:30～18:00	
	利用料（日額）	3歳未満児 2,500円 3歳児 1,300円 4歳以上児 1,100円	
病後児保育	指定施設	可知病院	未実施
	利用時間	平日9:00～17:00 （18:30まで延長可能）	
	利用料	4時間以下 1,000円 4時間を越える 2,000円 17時以降30分ごとに 500円	

③ 児童クラブ

基本的な運営方法については大きな差異がなく、豊川市の制度に合わせても特に課題はありません。

項目	豊川市	小坂井町
児童クラブ数	24クラブ(公設民営)	2クラブ(公設民営)
運営委託	社会福祉法人豊川市保育協会 (5クラブについては保護者会)	保護者会
対象児童	1年生から3年生まで 定員に余裕があれば、4年生以上も可	1年生から3年生まで 定員に余裕があれば、4年生以上も可
開設場所	小学校 11クラブ 児童館 5クラブ 地区市民館 2クラブ 保育所 1クラブ 小学校内専用施設 4クラブ 市有専用施設 1クラブ	町有専用施設 2クラブ
開設時間	13:00～18:00 夏休み等 8:00～18:00 (保護者会運営のクラブを除く)	12:00～18:30 夏休み等 8:00～18:30
利用者負担金	市が徴収 7,500円/月 (8月は15,000円/月) 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)並びに前年度分市町村民税が非課税となる母子世帯及び父子世帯は1,000円/月 (8月は2,000円/月) (保護者会運営のクラブを除く)	運営主体が徴収(運営費、おやつ代含む) 1年生 8,500円/月 2年生 8,000円/月 3年生 7,000円/月 4年生 6,000円/月 5・6年生 5,000円/月 第2子、母子世帯・父子世帯 5,000円/月 別途 入会金2,000円 スポーツ保険500円 夏休み割り増し2,000円(フレンドクラブ7・8月) ※季節会員(フレンドクラブ 終業式翌日～始業式前日) 春休み10,000円(父子・母子・第2子7,000円) 夏休み25,000円(父子・母子・第2子16,000円) 冬休み5,000円(父子・母子・第2子3,000円) 別途 入会金2,000円 スポーツ保険500円
委託料	運営に必要な経費全額を委託料としている(保護者会運営のクラブについては、県補助基準額を参考に予算の範囲内で委託料を決定)	県補助基準額を委託料としている。

(16) 高齢者福祉

事業は豊川市の方が若干充実しているため、制度を豊川市に合わせても特に課題はありませんが、在宅寝たきり高齢者等介護者手当だけは廃止となるため、事前に小坂井町住民に周知し理解を求める必要があります。

区分		豊川市	小坂井町
在日外国人 高齢者福祉 手当	支給要件	次の要件をすべて満たす者 ・大正15年4月1日以前に生まれた者 ・昭和57年1月1日以前から引き続き外国人登録をしている者 ・市内に引き続き1年以上居住し外国人登録をしている者 ・公的年金を受給していない者 ・施設に入所しておらず、生活保護法による保護を受けていない者 ・本人、配偶者及び扶養義務者の所得が老齢福祉年金の支給停止となる基準を超えない者	次の要件をすべて満たす者 ・大正15年4月1日以前に生まれた者 ・外国人登録をしている者 ・町内に引き続き1年以上居住している者 ・公的年金を受給していない者 ・永住許可を受けている者 ・本人、配偶者及び扶養義務者の所得が老齢福祉年金の支給停止となる基準を超えない者
	支給額	10,000円/月	7,000円/月
在宅寝たきり 高齢者等 介護者手当	支給要件	未実施（※）	次の要件をすべて満たす65歳以上の寝たきり老人等を在宅で同居、介護している者 ・寝たきり又はこれに準ずる状態等である者 ・上記状態が3か月以上継続している者
	支給額		5,000円/月
介護用品 支給事業	支給要件	①要介護度3以上で在宅で介護を受けている者 ②要介護度4以上で市民税非課税世帯にある者を在宅で介護している家族 (申請による上乘せ分)	・要介護度3以上で寝たきり又は認知症である者
	支給額	①の対象者：30,000円/年 ②の対象者：45,000円/年 (年間あわせて75,000円)	36,000円/年

※合併による経過措置として旧一宮町地区においてのみ平成20年度末まで実施。

(高齢者福祉つづき)

区分		豊川市	小坂井町
理容サービス事業	給付要件	要介護度3以上で在宅で介護を受けている者及び特別障害者手当受給者	概ね65歳以上で身体上又は精神上の著しい障害があるため、寝たきりで常時介護を必要とする者
	給付額	年間3枚(1枚4,000円)の訪問理容サービス券を支給H16から美容も対象)	年間6枚(1枚3,000円)の訪問理容サービス券を支給
ひとり暮らし老人ガス安全対策事業	給付要件	プロパンガス及び都市ガスを使用している65歳以上のひとり暮らしの者	未実施
	給付内容	ガス漏れ事故を防止するため、ガスを自動的に遮断し、ガス漏れを知らせる機器を設置する	
敬老金の支給事業	給付内容	満80歳：5,000円 数え88歳：10,000円 数え100歳以上：30,000円	満85歳：5,000円 満88歳・満95歳：10,000円 満99歳以上：20,000円

(17) 障害者福祉

① 障害者手当

身体障害者手帳1・2・3級、療養手帳Aの区分については、小坂井町の方が手当額が高い状況にあり、その他の区分については、豊川市の方が手当額が高い状況にあります。

平成21年度に小坂井町において、手当額及び支給対象者等に関する条例改正がなされ、すべて豊川市の制度に合わせる予定となっていますので、制度の統一には特に課題はありません。

(月額)

区分	豊川市			小坂井町	
身体障害者手帳	1級	20歳未満	3,000円	1級	7,000円
		20歳以上	2,700円		
	2級	20歳未満	3,000円	2級	5,500円
		20歳以上	2,700円		
	3級	20歳未満	3,000円	3級	4,400円
		20歳以上	2,200円		
	4級	20歳未満	2,000円	4級	1,200円
		20歳以上	1,700円		
療養手帳	5・6級	20歳未満	1,000円	5・6級	1,000円
		20歳以上	1,000円		
	A (IQ35以下)	20歳未満	3,000円	A (IQ35以下)	5,800円
		20歳以上	2,700円		
	B (IQ36～50)	20歳未満	3,000円	B (IQ36～50)	1,200円
		20歳以上	2,200円		
精神障害者保健福祉手帳	C (IQ51～75)	20歳未満	2,000円	C (IQ51～75)	1,000円
		20歳以上	1,700円		
	1級	20歳未満	3,000円	1級	2,500円
		20歳以上	2,700円		
	2級	20歳未満	3,000円	2級	2,000円
		20歳以上	2,200円		
	3級	20歳未満	2,000円	3級	1,000円
		20歳以上	1,700円		

② その他障害者福祉事業

障害者福祉事業については、豊川市の制度の方が充実しているため、豊川市の制度に合わせても特に課題はありません。

区分		豊川市	小坂井町
在日外国人 障害者福祉 手当	対 象 者	市内に居住する外国人障害者で外国人登録法第4条第1項の規定による市長の登録を1年以上受け、以下の要件を具備している者。 ・1級～3級の身体障害者及びA～Bの知的障害者 ・昭和57年1月1日前に満20歳に達していた者で、同日において日本国内で外国人登録をしていた者 ・昭和57年1月1日に障害者であった者又は同日以後に障害者になった者でその障害の発生原因となった傷病に係る初診日が同日前に属する者 ・障害基礎年金等を受けていない者	未実施
	支 給 額	月額2万円	
訪問入浴サ ービス事業	事業内容	自宅に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する。	未実施
	対 象 者	在宅の重度心身障害者	
障害者歯科 健診事業	事業内容	歯科健診及び予防指導等を実施する。	未実施
	対 象 者	市内の障害者施設利用者及び市内在住の障害者	

(18) 児童福祉

単独遺児手当については、小坂井町の方が育成手当額が高くなっていますが、支給要件等については豊川市のほうが手厚くなっています。また、入学祝金は豊川市のみ支給しています。

平成21年度に小坂井町において、手当額及び支給対象者等に関する条例改正がなされ、すべて豊川市の制度に合わせる予定となっていますので、制度の統一には特に課題はありません。

項目	豊川市	小坂井町
受給対象者	市内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳以下（18歳に達した年度の末日まで）の児童を監護、養育している者 ①父母が婚姻を解消した者 ②父又は母が死亡した者 ③父又は母が市長が認める程度の障害の状態にある者 ④父又は母が引き続き1年以上行方不明である者 ⑤父又は母に引き続き1年以上遺棄されている者 ⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者 ⑦母が婚姻によらないで懐胎した者	町内に1年以上住所があり、次のいずれかに該当する15歳以下（15歳に達した年度の末日まで）の児童を監護、養育している者 ①父と死別または離別し、母に養育（同居、監護、生計維持）されている児童 ②生計を同じくする父が、身体障害者（1級）である児童 ③父の生死が引き続き1年以上明らかでない児童 ④父に引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑤父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑥母が婚姻によらないで懐胎した児童 ⑦父母をなくし配偶者のない姉又は祖母に養育されている児童
手当額	育成手当遺児1人 2,100円/月 入学祝金遺児1人 3,000円	育成手当遺児1人 4,500円/月
受給者数 (H20.4.1現在)	1,154人	116人

(19) 検診事業

対象年齢、実施方法（集団・個別）、実施内容、実施回数に若干の差異がありますが、一方の市町で独自に実施している検診項目はありません。個人負担金についても、ほぼ同一の水準となっており、豊川市の制度に合わせても特に課題はありません。

※H20.4.1現在

区分		豊川市		小坂井町	
		対象者	個人負担金	対象者	個人負担金
基本健康診査	集団	15～39歳	無料	15～39歳	無料
	個別	15～39歳	2,000円	15～39歳	2,000円
特定健康診査	集団	40～70歳 国保加入者	無料	40～74歳 国保加入者	無料
	個別	40～74歳 国保加入者	2,000円	40～74歳 国保加入者	2,000円
後期高齢者医療健康診査	集団	75歳以上	無料	75歳以上	無料
	個別	75歳以上	無料	75歳以上	無料
肝炎検査	集団	40健診	無料	40健診	無料
	個別	40健診	無料	40健診	無料
		41歳以上で過去に肝機能の異常を指摘された者 今までの検診受診機会を逸した者	2,000円	41歳以上で過去に肝機能の異常を指摘された者 今までの検診受診機会を逸した者	2,000円
胃・大腸がん	集団	40歳以上	セットで 2,000円	40歳以上	胃がん 1,400円 大腸がん 600円
	個別	40歳以上	3,900円	40歳以上	3,900円
結核・肺がん検診	集団	15歳以上	基本健康診査・特定健康診査・後期高齢者医療健康診査と同時に実施 追加項目:喀痰700円	40歳以上	基本健康診査・特定健康診査・後期高齢者医療健康診査と同時に実施 追加項目:喀痰700円
	個別	15歳以上	X線のみ1,200円 X線+喀痰2,200円	15歳以上	X線のみ1,200円 X線+喀痰2,200円
乳がん検診	集団	40歳以上	マンモ 1,500円	40歳以上	マンモ 1,500円
	個別	マンモ： 40歳以上 超音波： 30歳以上	マンモ 2,800円 超音波 2,100円	マンモ： 40歳以上 超音波： 30歳以上	マンモ 2,800円 超音波 2,100円
子宮がん検診	集団	20歳以上	1,100円	20歳以上	1,100円
	個別	20歳以上	2,200円	20歳以上	2,200円
骨粗しょう症検診	集団	30歳以上	500円	30歳以上	500円
前立腺がん検診	集団	50～69歳	500円	50～69歳	500円
	個別	50～69歳	900円	50～69歳	900円

(20) 水道料金

基本料金、従量料金は、ほとんどの区分で小坂井町の料金設定の方が低くなっていますが、13～20mm口径を使う一般家庭の多くは、豊川市の料金体系に合わせても、現在よりも料金が安くなるため問題はありません。しかしながら、大口径を使用している小坂井町の一部の事業者等については、料金が高くなる場合があるため、事前に対象者に説明をし、理解を求めておく必要があります。

なお、加入分担金については、概ね豊川市の料金設定の方が低くなっています。

① 基本料金等

・基本料金（税抜き）

口径	豊川市	小坂井町
13mm	600円	610円
20mm	1,300円	940円
25mm	2,400円	1,700円
30mm	5,200円	2,770円
40mm	8,300円	5,860円
50mm	19,800円	10,570円
75mm	39,400円	30,570円
100mm	94,200円	65,240円
150mm	238,100円	—
200mm	302,200円	—

・従量料金（税抜き）

区分	豊川市	小坂井町
1～10m ³	45円	84円
11～20m ³	95円	110円
21～30m ³	140円	125円
31～50m ³	170円	150円
51～100	185円	170円
101m ³ ～	190円	
臨時用	550円	170円

・加入分担金（税抜き）

口径	豊川市	小坂井町
13mm	70,000円	120,000円
20mm	170,000円	200,000円
25mm	300,000円	230,000円
30mm	480,000円	800,000円
40mm	900,000円	1,240,000円
50mm	1,400,000円	1,830,000円
75mm	3,300,000円	4,450,000円
100mm	口径100mm以上については市長が定める額	8,010,000円

② 料金比較

一般家庭（口径13mm）で1か月に20m³を使用した場合の水道料金

	豊川市	小坂井町
基本料金＋従量料金	2,000円	2,550円
消費税	100円	127円
合計	2,100円	2,677円

(21) 下水道使用料

使用料単価はほとんどの区分で小坂井町の料金設定の方が低くなっていますが、1か月当たりの使用量が15～30m³までは、豊川市の使用料の方が低くなります。

下水道使用量が1～14m³及び31m³以上では、反対に豊川市の料金体系の方が高くなりますので、事前によく周知をして理解を求めておく必要があります。

① 使用料単価

(税抜き)

区分	豊川市	小坂井町
0～10m ³ まで	800円	750円
11～20m ³ まで1m ³ 当たり	89円	100円
21～30m ³ まで1m ³ 当たり	120円	115円
31～50m ³ まで1m ³ 当たり	138円	
51～100m ³ まで1m ³ 当たり	152円	135円
101～500m ³ まで1m ³ 当たり	168円	150円
501m ³ 以上1m ³ 当たり	202円	170円

※0m³の場合は豊川市は使用料が発生しません。

② 料金比較

＊一般家庭で1か月に20m³使用した場合の下水道使用料

	豊川市	小坂井町
使用料	1,690円	1,750円
消費税	84円	87円
合計	1,774円	1,837円

＊一般家庭で1か月に31m³使用した場合の下水道使用料

	豊川市	小坂井町
使用料	3,028円	3,015円
消費税	151円	150円
合計	3,179円	3,165円

(22) 公民館

社会教育法に基づく公民館については、豊川市に4館、小坂井町に1館設置しています。なお、豊川市においては、社会教育法に基づく公民館の他、生涯学習活動の拠点として生涯学習会館を3館、地区市民館27館を設置し、市民講座の開催など、公民館とほぼ同様の活動を行っています。

豊川市では、音羽町及び御津町との合併に伴って、旧町の公民館を生涯学習会館として引き継いだ経緯があることから、今回についても同様の取扱いとなります。

引き続き、社会教育施設として、地域活動の拠点として維持するとともに、合併の効果が最大限発揮されるよう、管理経費の負担が少ない運営方式を導入しなければなりません。

項目	豊川市	小坂井町
施設	公民館4館 ①豊川公民館 設置年月：昭和52年4月 延べ床面積 913㎡ ②御油公民館 設置年月：昭和49年4月 延べ床面積 488㎡ ③牛久保公民館 設置年月：昭和51年4月 延べ床面積 942㎡ ④八南公民館 設置年月：昭和55年4月 延べ床面積 906㎡	公民館1館 小坂井中央公民館 設置年月：昭和47年4月 延べ床面積 1,813㎡
職員	公民館長1名（非常勤） 公民館主事1名（常勤） 生涯学習指導員1名（常勤） パート職員数名	公民館長1名（常勤） 公民館主事1名（常勤） パート職員数名
休館日等	①休館日 月曜日、年末年始、祝日 ②開館時間 午前9時～午後9時	①休館日 火曜日、年末年始、祝日 ②開館時間 午前9時～午後9時30分
運営	各公民館に運営委員会を設置	公民館運営審議会（年2回） 定数15名以内（任期2年）
運営経費 （H19決算）	25,653千円 （施設整備費を除く）	22,784千円 （施設整備費を除く）

(23) その他の事務事業等の調整方針について

今回の研究会では、円滑な合併準備に資するため、豊川市及び小坂井町の行政制度の現況比較や両市町で行われている事務事業の現状比較と合併した場合の課題の抽出に加えて、合併した場合の事務事業の調整方針の内容を策定するといった、従来よりも一歩踏み込んだ議論を行いました。

この作業については、両市町の事務事業に関するより専門的な知識等を必要とすることから、研究会の分科会において約1,000項目に及ぶ事務事業について、以下の視点に基づき、合併後の調整方針を策定したものです。

- ① 合併の方式が編入合併を前提としているため、制度はすべて豊川市の方式に合わせる
- ② 新市の早急な一体性を確保するため激変緩和措置は設けない

これら事務事業の調整方針については、研究会報告書別冊「事務事業調整結果一覧」として取りまとめています。

7 新合併特例法下における財政支援措置

(1) 合併前の財政支援措置

① 国の支援策

I 合併推進債

都道府県が作成する構想に位置付けられた構想対象市町村の区域において実施される公共施設等の整備に要する経費に対して地方債を発行することができ、その元利償還金の一部について普通交付税措置がなされます。

i) 対象事業

ア 構想対象市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル（街路、農道、林道等を含む。）の整備事業

イ 構想対象市町村相互間の電算システム統合整備、地域イントラネット整備事業

ウ 本庁舎等、消防庁舎及び消防防災施設の整備事業

エ 火葬場・斎場の整備事業

オ 保育所・子育て支援施策等の整備事業

カ 既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備

ii) 起債充当率

90%

iii) 実施期間

原則として、事業開始年度以降3か年度以内、特に必要があると認められる場合には5か年度以内まで。

iv) 財政措置

普通交付税算入率40%（市町村合併による行政コストの合理化効果の発展に繋がる事業については50%）。

ただし、普通交付税不交付団体となった場合は、財政措置のメリットはありません。

II 特別交付税

合併協議会への負担金、合併前に要する電算システム統一等の合併準備経費及び合併移行経費について、特別交付税措置が講じられます。

(2) 合併後の財政措置

① 国の財政支援措置

I 普通交付税合併算定替

合併年度及びこれに続く一定期間（※1）は、合併しなかった場合の普通交付税が全額保障されます。その後5年度は、激変緩和措置（※2）されます。

ただし、普通交付税不交付団体となった場合は、合併算定替のメリットはありません。

※1 一定期間

平成17、18年度中の合併の場合：合併後9か年度

平成19、20年度中の合併の場合：合併後7か年度

平成21年度中の合併の場合：合併後5か年度

※2 激変緩和措置

1年度目：合併しなかった場合の普通交付税全額 × 0.9

2年度目：同上 × 0.7

3年度目：同上 × 0.5

4年度目：同上 × 0.3

5年度目：同上 × 0.1

II 普通交付税合併補正

合併直後の臨時的経費に対する措置として、行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費について、合併後5か年間、以下の算式により基準財政需要額に加算されます。

算式

加算額（5か年合計）

$$= (1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) / 4)$$

豊川市と小坂井町の1市1町の合併の場合の加算額を計算すると、5年間の総額は約17.6億円となりますが、一宮町との合併の旧合併特例法分（約7.9億円）及び音羽町、御津町との合併による加算分（約5.6億円）を差し引くと、今回の合併に伴う加算分は約4.1億円となります。

ただし、平成20年度の財政力指数を見ると旧豊川市が1.06で交付税不交付団体になっていますので、実質的な措置はありません。また、小坂井町についても財政力指数は0.85となっており、今後の動向によっては小坂井町も交付税不交付団体になる可能性もありますので、この普通交付税加算は実質的には期待できるものではないと考えられます。

III 合併推進債

都道府県が作成する構想に位置付けられた合併市町村の区域において実施される公共施設等の整備に要する経費に対して地方債を発行することができ、その元利償還金の一部について普通交付税措置がなされます。

i) 対象事業、起債充当率、実施期間、財政措置

合併前事業と同様。

ii) 実施期間

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10か年度。

② 愛知県の支援策

I 愛知縣市町村合併特例交付金

新合併特例法に基づき合併した市町村の円滑な運営の確保と均衡ある発展並びに市町村合併の推進を図るため、一定額が交付されます。

i) 対象事業（アについては、合併前の事業でも可）

ア 合併に伴う電算システムの統合のための事業

イ 合併によって一時的、臨時的に必要となる事業

ウ 地域間格差を是正し、均衡ある発展を図るための施設整備事業

エ 広域的・効率的なサービス提供のための事業

ii) 実施期間

原則、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3か年度以内に着手する合併関連事業。ただし、事業期間が複数年次にわたる事業及び同一内容を継続する事業にあっては、着手後5年度間まで対象とされます。

iii) 交付限度額

算式

交付限度額 = 4億円 + 0.5億円 × (合併関係市町村数 - 2)

なお、各年度に交付する交付金の額の上限は、交付金総額の3分の1とされています。

また、合併新法下において、豊川市と音羽町及び御津町の合併がなされたため、交付金交付要綱に基づき、今回の合併に際しては、0.5億円の加算分のみ交付されます。

8 おわりに

研究会では、平成20年7月末から両市町の合併に関する課題等の調査研究及び合併に伴う各種調整方針等の策定を進めてきました。

約1,000項目にわたる事務事業の比較の結果、今後の合併協議において大きな障害となる項目は見当らなかったものの、それぞれの市町が独自に実施している事業や取扱いが異なるものも見受けられました。これらの両市町間で制度の差異がある事業については、合併の方式が編入合併を前提としていることから、豊川市の制度へ統一することとなりますが、制度の統一によって住民サービスに影響を与えるものもあるため、合併前に小坂井町の住民に対する説明会を開催するなど周知を図り、混乱を来さないよう配慮する必要があると考えられます。

新合併特例法における財政支援措置については旧合併特例法に比べ大きく縮減されているばかりか、豊川市においては新合併特例法下で2回目の合併となるため、財政支援措置はほとんど期待できるものではありません。人件費の削減効果やスケールメリットによる投資的経費等の削減効果など、合併による行財政運営の効率化の可能性はあると思われませんが、その効果が出るまでには一定期間を要すものと想定されます。

現在、国においては、将来的に道州制への移行を念頭に、新分権一括法の制定といった、更なる地方分権の推進に向けた取組みがなされています。また、平成の大合併がひと段落した後の広域行政のひとつのモデルとして、定住自立圏の確立に向けた制度の構築がなされたところでもあります。

今後は、これらの動向を踏まえて、当地域の将来的なまちづくりについては、議会、住民等の意見を聴きながら十分に議論を行い、慎重に検討を加えていくことが必要であると考えられます。